

2024

真和志高校生徒心得



真和志高校マスコットキャラクター

まゆりん



真和志高校校章

目次

1. 生徒指導の方針
2. 服装容疑(身なり)のルール
3. 通学(交通安全)について
4. 部活動
5. アルバイト
6. 生徒指導の内容

1. 生徒指導の方針

重点努力目標

- (1) 基本的な生活習慣を確立するとともに、場にふさわしい身なりを自らの判断で選択できる能力を育成する。
- (2) 勤怠状況の改善を図るとともに身なりの指導を充実するため、計画的な年次集会を実施する。
- (3) 生徒会活動やホームルーム活動の活性化を図り、成就感を味わえる学校行事を行う。
- (4) 部活動やボランティア活動を奨励して部活動の加入率を向上させる。
- (5) 家庭・地域・関係機関との連携・協力を強化し、問題行動やいじめの未然防止に努める。

高校は社会に出る前の最後の教育機関です。皆さんが社会に出て行くときに求められる力を育てていく為に生徒指導があります。あなた自身の「人としての成長の為に」と捉えて下さい。

2. 服装容疑(身なり)についてのルール

(1) 式服登校の日(入学式・始業式・修業式・その他進路等で指定のあった日)は以下の服装で登校となります。

- ・上半身・・・襟のある白いYシャツまたは白いブラウス。
※上着はスーツのジャケット(黒または紺)、カーディガン・セーター
- ・下半身・・・黒のスラックス又はスカート(紺でも可)
※ストライプ柄についてはラインが目立たず、黒(または紺)に見えるもの

NG! Tシャツやパーカー、お尻を隠すようなサイズの上着・シャツ・カーディガン・セーター

(2) 通常登校日の身なりは次のことに注意してください。

- ① 以下の**服装**は禁止されています。
 - ・他校の制服・中学校の制服(ジャージ含)
 - ・露出の多い服装(ミニスカート・ショートパンツ(膝上8cmまでが基準)、キャミソール・タンクトップ、ダメージジーンズ)
- ② **履物**は靴で動きやすく、学習にふさわしい靴であること。
 - ・サンダル・草履・ハイヒール・ロングブーツは禁止されています。
- ③ **化粧**(アイ(ライン、シャドー、ブロー)、ファンデ、口紅・色付リップ、まつ毛エクステ)、**装飾類**(カラーコンタクト、サングラス、ネックレス(スポーツネックレスは可)、ブレスレット、アンクレット、ピアス(透明以外)、指輪)その他風紀を乱すと判断された服装容疑は禁止されています。(※早朝・放課後・休日でも校内での化粧、装飾類は禁止です)
- ④ **髪(眉)型・髪色**は奇抜でなく、色は地毛色から染色されていない色であること。
(パーマ、エクステ、ライン、編み込み、そり込み、眉のライン、
- ⑤ 入れ墨、タトゥーがある場合は完全に除去して下さい。「青少年保護条例」に則り対応。

△違反のあった場合は指導の対象となります△

3. 通学(交通安全)についてのルール

(1) 登下校について

- ・登下校は【徒歩・自転車・保護者(家族)の送迎・公共交通機関の利用】で通学してください。(※友人、(未成年の家族)の運転する車輛(車やオートバイ)での通学は禁止です。)
- ・自転車通学の場合、校内に入った(正門を越えた)ら自転車を降り、押して歩きます。
- ・自転車の利用時はヘルメットの装着について努力義務が課せられています。
- ・自転車は指定された駐輪場所に駐輪し、施錠(ダブルロック推奨)してください。
- ・保護者(家族)の送迎は、正門上がってのロータリーまでです。(それ以上の進入は不可)
- ・車輛を自身で運転しての登下校は禁止です。

(2) 運転免許の取得、車輛(オートバイ・自動車)の使用について

- ・運転免許を取得した場合は取得日から1ヶ月以内に「運転免許取得届」を提出して免許の取得について申告して下さい。申告の無い場合は指導対象となります。
- ・3年生の自動車運転免許の取得に関して、仮免許・卒業検定・本免許をそれぞれ1回限り出席扱いとする。但し、学校行事や定期考査時の受検は原則認めない。
- ・指定ジャージ(体育着含む)での車輛の運転は禁止です。
- ・休日であっても学校へ車輛を運転して来校することは禁止です(通学のルールと同じ)。また、近隣への迷惑駐車(駐輪)も認められません。
- ・交通法規を遵守しましょう。
- ・交通三悪(無免許運転・飲酒運転・速度超過)や暴走行為については、特に厳しく懲戒指導を行います。
- ・警察からの通報(交通三悪、暴走行為、道路交通法違反による交通事故等)でその事案が事実と認められた時も懲戒指導対象となります。

(3) その他

- ・校内の自転車走行、校内外での自転車二人乗りやイヤホン装着状態での運転は禁止です。
- ・スケボーやキックボード(電動含)の校内への持ち込みは禁止です。

4. 部活動についてのルール

- ・本入部届け、退部届の提出をもって、本入部、退部となります。
- ・部活動・同好会の掛け持ちについて運動系は2つまで(大会期間の重ならないものに限る)とし、文化系合わせても3つまでとしています。
- ・定期考査1週間前から考査終了まで原則部活動は停止になります。
- ・生徒のみで部・同好会を立ち上げることは認められません。必ず顧問が必要です。
- ・活動時間は以下の通りとし、特に下校時間は遵守しましょう。
夏期(4月～10月)・・・活動時間:16:20～19:30 下校時間:19:45
冬期(11月～3月)・・・活動時間:16:20～19:15 下校時間:19:30
- ・訓告指導中の生徒は大会には参加できません(活動は承認の可否による)
- ・停学指導中の生徒は部活動に参加できません。(大会参加も不可)
- ・大会への参加については以下のように定められています。
次の各事項に該当する場合、大会参加は原則認められません。
 - ① 学業不良者
 - ② 大会申込時点で無届欠課・欠席が1/3を超える者
 - ③ 懲戒指導中の者
 - ④ 学校保健安全に基づく諸検査を受診していない者
 - ⑤ 校納金未納の者

5. アルバイトについてのルール

- ・アルバイトは原則禁止です。
- ・家庭の事情によりアルバイトをする必要のある生徒は保護者の同意の元「アルバイト届・誓約書」を提出して下さい。
- ・未成年者立ち入り禁止の場所(遊技場等)では不可です。
- ・午後10時までに帰宅できる場所で認められています。

6. その他

①本校は授業の移動教室がとても多いです。貴重品の管理を徹底し盗難被害に遭わないように、また盗難の起きる環境を作らないように一人一人意識を持ちましょう。

・高額な金銭を持たない ・移動教室では貴重品(スマホ、財布、タブレット)は持つ 等

②賭博(とばく)について・・・賭博は犯罪です。またギャンブル依存症や、賭博が原因での友人トラブル、金銭トラブルの原因になることがあります。賭博行為は禁止(指導対象)です。

③「いじめ」について・・・【相手が苦痛を感じたり嫌だと思ふ行為】はいじめとなりえます。

SNSでの悪口、わざとらしい仲間はずれ、陰口、集団での無視、金銭トラブル、暴力・暴言嫌なことを強要される、持ち物を隠される・盗まれる・壊される、脅し などなど

指導段階表に該当する項目に加え、これまでの内容(上記1.～7.)でルールに反している行為は生徒指導の対象となります。

(1) 日常的な学校生活における生徒指導について

① 携帯電話・スマートフォン・タブレット端末について

朝 8:50(SHR 開始時)～6時間目終了まで使用は禁止です。(昼食時間のみ可)

禁止時間中に、机の上に出す・首からぶら下げる・手に持って歩く は NG です。

校内での充電は禁止、電源を切り、カバンの中などの見えないところにしまって下さい。

禁止時間中に使用できるのは、その時の担当職員の許可の元でのみになります。

▲ SNS への投稿は大きな問題に繋がることがあります。「人権」や「トラブル」「いじめ」に繋がっていかないか十分に気をつけましょう。

② 校内に持ち込み禁止の物品について

学習に必要な以下の物品は校内持ち込み不可です。

・トランプ等カードゲーム類 ・ゲーム機 ・遊戯類 ・マンガ ・化粧品化粧道具類 ・装飾物

③ 学校生活におけるマナー指導について

次の言動は指導の対象となります。 ・授業妨害 ・暴言 ・威嚇行為 ・指導拒否

④ 「生徒指導チケット」による指導について

学校生活でのルールに違反した場合、生徒指導チケットが発行され、枚数が溜まっていくと次の様な指導の対象となります。また、もらったチケットは1年間累積(貯まる)されます。

▲ 1 枚目 → 保護者へ連絡

▲ 3 枚目 → 学年主任指導 + 保護者へ連絡

▲ 5 枚目 → 嚴重注意指導 5 日 + 保護者へ連絡

▲ 10 枚目 → 嚴重注意指導 10 日 + 教頭指導 + 保護者へ連絡

■ 15 枚目 → 訓告指導 5 日 + 保護者召喚

■ 20 枚目 → 訓告指導 10 日 + 保護者召喚

■ 25 枚目以上 → 指導委員会で検討・職員会議にて審議

(2) 問題行動に対する指導について

① 指導の種類

1) 嚴重注意 2) 訓告(懲戒) 3) 停学(懲戒) 4) 無期停学(懲戒) 5) 進路変更勧告

② 指導の内容

嚴重注意・訓告の指導の場合 → 指定された日数分、授業態度点検表を朝から 1 日中持ち、

【朝 SHR～6時間目終了】まで全ての時間(1 日9～10回)担当する職員から評価をもらう。評価の内容によって良好な指導状況でなければ、期間の延長、放課後の清掃活動等がある。

(嚴重注意・訓告共に不可の数で清掃が追加される。※訓告は必ず 30 分以上の清掃がある)

停学の指導の場合 → 自宅での停学指導を基本とし、学校への登校日は 8:20 に登校する。

各教科から日数分の課題をもらい、停学期間で課題に取り組み、チェックを受ける。

③ 指導開始(言い渡し)

1) 嚴重注意は本人への説明と保護者への連絡のみで開始

2) 訓告と停学は保護者同席の元で学校管理者から言い渡しを受けて指導が開始される。